

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>2. 財産管理</p> <p>【NO.1 意見】経費削減対策</p> <p>富山県公共施設等総合管理方針において、学校教育施設については6つの方針が打ち出されている。点検・診断は定期的を実施されており、それに基づく個別の対応はなされているものの、「点検・診断等のデータの活用による計画的な維持管理・修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める」という点については、データを活用するという段階に至っていない。学校教育施設という比較的同じような施設であれば、データ活用の余地は大きいものと考えられるため、経費削減につなげていくことができるのであれば、積極的に取り組んでいくことが求められる。</p> <p>【No.2 意見】施設数・規模の適正化及び利用者負担</p> <p>今後の学校教育施設に対する利用需要を考えたとき、少子化による学生数の減少が見込まれる以上、利用需要も減じていくことが予想される。他方、財政状況は厳しく、施設関連経費の財源確保が難しくなってきた。そうであれば、学校教育施設の数や規模を利用需要に見合った水準にまで削減することで、施設総量の適正化を図り施設関連経費に対する財政負担を減じていくことが求められている。</p> <p>具体的には個々の学校において利用していない施設等の除却や売却、外部への貸し</p>	<p>富山県公共施設等総合管理方針に基づく学校施設の個別施設計画（富山県学校施設長寿命化計画）を平成30年5月に策定し、長寿命化改修に取り組んでいるところであり、令和2年度から、学校施設における基本情報、劣化情報、工事履歴、経費等の情報の一元管理を目指し、情報基盤の整備を進めている。</p> <p>中学校卒業予定者数の大幅な減少が見込まれる中、本県の高校教育を充実するため、県立高校の8校を再編統合し、令和2年4月に新高校4校が開設されている。</p> <p>なお、令和3年度末には4校が閉校する予定であるが、その跡地利用については、地域のニーズや住民の声、地方創生の観点等を勘案し、地元市町村の意向を十分考慮しながら、検討・協議を進めている。</p> <p>また、これまでも県立学校の</p>

付けなどの有効利用を図ることや、利用需要を踏まえた施設の統廃合を実施すべきである。また、どうしても必要な施設について、財政負担が難しいような場合には維持管理のための費用を県財政だけに頼るのではなく、他の施設の利用者との公平性を確保しつつ、当該施設の利用者に一定の負担を求めていくことも検討するべきである。

【No. 3 意見】 要修繕箇所の存在

確認した施設の多くが昭和30年代から40年代にかけて建設されており、老朽化が激しく修繕を要すると思われる箇所が散見された。例を挙げると以下のとおりである。毎年の現地調査及びヒアリングの実施により、修繕のための予算を確保していることは承知しているが、なかには、使用にあたり、危険な箇所も見受けられるため、きめ細かな現状把握をお願いしたい。

(滑川高校、富山南高校、小矢部園芸高校、富山いずみ高校)

【No. 4 意見】 未活用資産の存在

現場確認した施設の一部につき、遊休となっているものが存在した。(富山南高校)

【No. 5 指摘】 施設の外部貸付における不備

現場確認した施設の一部につき、外部貸付の手続について不適切な事案があった。

(富山南高校、富山中部高校)

体育施設については、利用実態に応じて照明等電気料金の負担を求めており、施設利用者への負担についても必要に応じて検討する。

引き続き、修繕の現地調査等において各学校の現状等を十分ヒアリングし、適切に対応していく。

ご意見のあった未利用のテニスコート等については、令和2年度中に、学校へのヒアリングを実施しており、今後、活用に向けて適切に対応していく。

富山中部高等学校においては、令和2年度から、行政財産の使用許可及び施設の運営に係る光熱水費を徴収している。

また、富山南高等学校においては、平成31年4月から、改めて、施設使用団体に対し貸出受

【No. 6 意見】台帳による管理の検討
現場確認した施設の一部につき、台帳への登録対象ではないが、台帳管理が望ましいものがあつた。
(小矢部園芸高校)

【No. 7 指摘】権利関係が不明な土地
現場確認した施設の一部につき、権利関係が不明な土地が見受けられた。
(高岡商業高校)

【No. 8 指摘】決裁文書における施行日の記載漏れ
サンプルとして抽出した工事関連書類に含まれる、支出負担行為決議書及び工事伺書を査閲した結果、施行日の記載のないものや鉛筆書きのものが散見された。
支出負担行為決議書及び工事伺書は、その後の手続の正当性を裏付けるための重要な書類であり、文書管理規定に従い必ず施行日を記載すべきである。

3. 物品管理

【No. 9 指摘】正確な備品等点検とその結果を踏まえた対応
魚津工業高校において「平成30年度備品等照合点検票」における全ての照合点検場所等において照合点検の状況が良好とされていた。しかし、平成31年度に入り、任意

付時間や貸出日誌への記入漏れがないよう周知し、貸出日誌に実際の利用状況が正確に記載されるようにしている。

小矢部園芸高等学校においては、令和2年度から老朽化により更新されるビニールハウスについては、財産台帳上の雑工作物として登録処理を行っていくこととしている。

権利関係が不明確な土地については、これまでも知事部局と協議をしている。

ご指摘のあつた支出負担行為決議書及び工事伺書について、令和2年3月に、文書管理規程に従い施行日を記載した。

魚津工業高等学校において、令和2年3月に現物照合を実施し、使用不能であつた備品については廃棄処分済みである。

に現物点検を実施したところ、所在不明15点、要廃棄8点の物品が認識された。

富山県会計規則第120条第2項に従い、備品等の点検を正確に実施する必要がある。また、所在不明15点については所在の特定を、要廃棄8点については速やかな不用決定処理が必要である（富山県会計規則第128条）。

【No.10 指摘】 備品表示票の貼付漏れ

滑川高校においてラバープレートセット、バーベルセットに備品表示票が貼付されていなかった。形体的に貼りづらいことや貼ってもすぐに剥がれてしまうことが要因である。また富山南高校においても備品表示票が貼付されていない備品があった。

備品表示票は、管理対象となる個々の備品を特定するための重要な表示である。富山県会計規則第116条では、備品には備品表示票を貼り付けなければならないとし、品質上又は形体上備品表示票を貼り付けることができないものについては、他の方法により表示することができるとしている。

毎年度実施が求められている備品等の照合点検を適切に実施するためにも、備品には網羅的に備品表示票シールを貼付し、適切に管理する必要がある。なお品質上、形体上、備品表示票を貼り付けることが難しい場合には、他の方法で対応できないか検討する必要がある。なお会計事務の手引き第10章第3節では、他の方法としてペンキなどで物品番号、当初取得年度を記入することを具体例としてあげているので参考にすることも一法である。

滑川高等学校においては、品質上又は形体上備品表示票を貼り付けることができないものについて、令和2年9月にマジック等で物品番号、取得年度を記入した。

また、富山南高等学校においては、令和元年9月に備品表示票を貼付した。

【No. 11 意見】 備品等照合点検場所の記載漏れ

備品等照合点検票では、照合点検場所と照合点検者を紐づけて記載することとなっているが、滑川高校において照合点検場所の記載が漏れているところがあった。担当者によると照合点検は行っているが、点検場所の記載が漏れてしまったとのことであった。備品等照合点検票は備品等の照合及び点検を行ったことを最終的に証明するものであり、点検場所を漏れなく記載することが望まれる。

【No. 12 指摘】 使用見込みのない物品について

富山南高校では平成18年3月に廃止となった食堂の調理設備一式が遊休の状態にあった。さらに長年使用されていないプロジェクターも確認された。

富山県会計規則第128条においては、供用の見込みのない物品又は供用することができない物品があるときは、物品不用決定・処分伺により不用の決定をしなければならないとされている。再活用の見込みの有無を確認し、再活用の見込みがないものについては、安全性、スペースの有効活用の観点から廃棄・処分することが必要である。

【No. 13 意見】 物品管理システムにおける配置場所更新漏れ

高岡商業高校において、点検後の備品使用簿に配置場所要訂正の記載があったが物品管理システムにおいて更新がされていなかった。

毎年度実施が求められている現物照合手

滑川高等学校において、令和2年3月の照合点検より点検場所を記載している。

富山南高等学校において、食堂の調理設備については、令和3年1月に廃棄処分することとしている。また、プロジェクターについては、令和2年8月に不用決定し廃棄済みである。

高岡商業高等学校において、令和元年12月に物品管理システムにおいて配置場所の修正を行った。

続を効率かつ適切に実施するためには、配置場所等の情報を適時更新していく必要がある。

【No. 14 意見】備品等照合点検結果の記載
魚津工業高校及び高岡商業高校においては、点検に使用された備品使用簿には、点検を行った担当者の押印は見られたが、備品の有無についてコメントされていなかったため、適切に点検が行われているか判断ができなかった。

滑川高校においては、事務室からは問題がない場合は良好、故障や廃棄等が必要な場合はその旨を備考欄に記載するよう指示がでていますが、記載がない箇所があった。

現状、各高校では備品等の点検及び照合をする場合には「物品決算の年度処理における手順」に基づき行われている。同手順では物品管理システムの備品使用簿印刷画面で備品使用簿を出力後、現物との照合、点検をし、その結果を備品等照合点検票に記載の上、点検に使用した使用簿等を添付し、備品等使用簿と現物が一致しない時は、原因を調べ、必要な手続をとるとしている。この手順では備品の有無についての記載方法、配置場所や使用者が変更になった場合の記載方法、状態についての記載方法等が明確に示されていないため、各高校の点検結果の記載に不足が生じている。適切に点検が行われたことを立証するためには、「物品決算の年度処理における手順」を見直し、備品等照合点検の方法のマニュアル化を図り、適切に運用していくことが望まれる。

4. 図書管理

各対象校において、令和2年3月の備品等照合点検時に、備品等照合点検結果の記載項目に不足項目がないよう、適切に点検結果を記載している。

また、県教育委員会においては、各学校に対し、令和2年2月10日付け総会第176号「備品管理の適正化の取組みについて」を周知し、備品管理（照合点検を含む。）のより一層の徹底を図っている。

【No. 15 指摘】 蔵書点検の未実施

富山県会計規則第 120条第 2 項において「物品管理者は、毎会計年度末における備品等について、物品取扱責任者に点検及び照合をさせ、その結果を報告させなければならない。」と規定されている。この点、魚津工業高校、高岡商業高校、富山南高校、小矢部園芸高校及び滑川高校において、作業時間の確保が困難であったこと等を理由に蔵書点検が一部行われていない年度が確認された。このうち、小矢部園芸高校では、一部データ管理へ移行を図っているものの、大半の図書が単なる過去の購入履歴の記載となっており除籍の形跡も見られない手書きの図書台帳により管理されており、過年度からの蔵書点検の形跡も確認できなかった。また、滑川高校については、平成 22年の海洋高校との学校統合時の受入図書について図書台帳システムへの登録がなされていなかった。その結果、未登録図書が多数存在することとなり、照合の煩雑さから蔵書点検が実施されていない状況が確認された。

蔵書点検は、図書台帳に登録がなされていることを確かめる重要な手続であり、いかなる理由があろうとも省略すべきではない。この点、蔵書管理の具体的な方法については各校に一任されている結果、図書担当者の蔵書点検の重要性に関する認識不足が生じ、実施されるべき手続に漏れが生じる要因となっているとも考えられる。

蔵書点検が実施されていない学校について、蔵書管理に係るマニュアルの有無を確認したところ、5校中4校はマニュアルの整備はされていないとの回答であった。

滑川高等学校を除く対象校4校では、令和元年度から、会計規則に基づき年1回蔵書点検を実施している。

滑川高等学校においては、令和元年度中に図書台帳システムへの未登録図書を確認し、令和2年度から順次学校図書館図書廃棄規準に照らし台帳への登録又は廃棄処分を行い、令和2年12月に所蔵点検を実施した。

なお、県教育委員会においては、令和2年12月に統一的な蔵書管理の指針を作成の上、県立学校に提示したところであり、各校の実情に応じた蔵書点検マニュアルの整備を促していく。

蔵書点検時期、方法等について、ある程度統一的なマニュアル例を教育委員会が各校へ提示し、各校独自のマニュアル整備を促すことで、学校司書の異動に左右されず、蔵書点検が統一的に実施される体制を構築されたい。

【No. 16 指摘】 除籍図書の抹消登録漏れ

魚津工業高校において、往査時に備品使用簿に記載されている図書から1点抽出し、現物の有無を確認したところ、現物が確認できなかった。学校担当者の説明によると、平成29年2月の現物廃棄時に図書台帳システムの登録抹消を行ったが、備品使用簿からの抹消を失念したことによることであった。

その結果、平成28年度以降は前述の富山県会計規則第120条に規定されている「現品と備品使用簿との照合及びその結果報告」が適切に実施されていなかったこととなる。この点、図書廃棄時に実施すべき手続が明確となるような蔵書管理に係るマニュアルの整備が図られていれば、本件のような事態の発生を回避しうると考えられる。

【No.15指摘】 で記載のとおり、蔵書管理に係るマニュアルの整備を図られたい。

【No. 17 指摘】 所在不明図書の除籍について

高岡商業高校において、平成30年度に蔵書点検を実施した結果、図書台帳システム約22,000冊のうち、約280冊が所在不明となっていた。

所在不明図書については、期限到来後未返却である場合や、貸出手続ミスによりシ

魚津工業高等学校では、除籍図書の抹消登録漏れがないよう、令和2年3月までに、備品使用簿と確認しながら登録抹消手続を行った。

なお、県教育委員会においては、令和2年12月に統一的な蔵書管理の指針を作成の上、県立学校に提示したところであり、各校の実情に応じた蔵書点検マニュアルの整備を促していく。

高岡商業高等学校において、指摘された所在不明図書について令和2年12月までに除籍手続済みである。

システム上は保管状態のまま現物が貸出されている場合等が該当する。この場合、時を経て返却されることもあるものの、一定期間所在不明が継続した図書については、常に有効な利用状態を維持する観点から除籍手続を行う必要がある。

本校においては、定期的な蔵書点検が実施されていない結果、所在不明期間が把握できず、除籍が実施できていないと考えられる。毎年の蔵書点検の実施及び所在不明図書について紛失が発覚してから除籍を実施するまでの期間を記録し、有効な利用状態の維持に努められたい。

【No. 18 意見】 図書台帳の整備

小矢部園芸高校については、平成30年度以降購入分の図書はExcelに記載し管理する方法へ移行しているものの、大半の図書が過去の購入の履歴とみられる手書きの図書台帳により管理されており、現有図書の状況が把握できない状態にある。蔵書管理の観点のみならず、蔵書利用の観点からも早急な改善が必要な状況が確認された。

この点、本来であれば貸出記録などで利用状況の把握も可能な学校図書管理システムCASAの導入が望ましいが、本科生の人数が約60名である本校固有の状況を踏まえると、少なくとも現有図書の蔵書点検結果を反映したExcelデータ等の電子記録による図書台帳の整備を図ることが望まれる。

【No. 19 意見】 請求書、納品書の日付記入について

小矢部園芸高等学校では、令和2年度購入図書より順にExcelによる図書台帳の整備を行っている。

富山いずみ高等学校では、令和2年6月に改めて、担当教職

物品の納入時における納品書の取り扱いについて（通知）（平成22年3月30日出納局総務会計課長 発令）において、不適切な経理処理の再発防止策として、支出負担行為決議書には納品書の添付が義務づけられている。この点、富山いずみ高校において、平成30年度購入図書にかかる支出負担行為決議書兼支出決議書に添付されている請求書・納品書に日付記載のないものが散見された。

外部証憑である請求書・納品書の日付に記載がない場合、決裁する側がいつ納品されたか判断することができない。現在は改善されているとのことであるが、納入業者に対し日付記載を徹底するよう依頼することが望まれる。

【No. 20 意見】 蔵書点検時の証跡について

しらとり支援学校において、例年夏に実施する蔵書点検時に、現物と図書台帳及び備品使用簿との照合が行われているが、特段照合結果についての証跡が残されていないかった。

適切に照合が行われたことを立証するためにも、現品の有無や状態について記載するなど、証跡を残すことが望まれる。

【No. 21 意見】 図書の廃棄処分について

図書の廃棄については公益社団法人全国学校図書館協議会より公表されている学校図書館図書廃棄規準等を参考にし、各校で廃棄処理を行っている。この点、小矢部園芸高校及び富山南高校において、「学校図書館図書廃棄規準」で一般規準として示されている「形態的にはまだ使用に耐えうる

員へ周知を行い、令和2年度以降、請求書等の日付けの記載漏れがない確認を行うとともに、納入業者に対し日付けの記載を依頼している。

しらとり支援学校では、令和2年8月に導入した図書管理ソフトを活用し、令和2年12月に実施した、蔵書点検から照合結果に係る書類を残している。

小矢部園芸高等学校では、令和2年12月に、状況を確認の上、廃棄処分を実施した。

富山南高等学校では、令和2年度から、蔵書点検時に学校図書館図書廃棄規準に照らし適切な廃棄に努めている。

なお、県教育委員会において

が、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書」に明らかに該当する図書が散見された。

生徒・教職員が求める情報に触れるための環境整備の観点、限られた蔵書スペースを有効活用する観点からも、具体的な廃棄規準を各校で明文化し、適切な廃棄・蔵書更新に努められたい。

【No. 22 意見】 図書の更新について

しらとり支援学校において、貸出頻度の高い書籍の背表紙等の損傷が激しく、廃棄処理を行うべきものが確認された。

図書選定時には、新規図書の購入についての検討のみならず、現有図書で貸出頻度が高いがゆえに損傷が見受けられる図書については、買替を検討することが望まれる。この点、前掲の【No.20意見】に記載のとおり、蔵書点検時に図書の状態についても記録することで、本件のような買替検討にも資すると考えられる。

【No. 23 意見】 学校図書管理システムCASAデータ収用PCの不具合

しらとり支援学校において、学校図書管理システムCASAデータを収容するPCの不具合により、平成30年度以降は取得図書のデータの更新ができていないことが判明した。

本校については、蔵書数が少なく、紙に出力した図書台帳により蔵書点検等の対応が可能であったものの、学校図書管理システムCASAデータの識別番号は、現物と帳簿を関連づける重要なデータであり、CASAを適切に稼働させるため収容するP

は、令和2年12月に統一的な蔵書管理の指針を作成の上、県立学校に提示したところであり、各校の実情に応じた蔵書点検マニュアルの整備を促していく。

しらとり支援学校では、令和2年度から、新規図書の購入を検討する際には、現有蔵書の損傷等も考慮している。

しらとり支援学校では、令和2年8月に図書管理システムのソフトを購入し、令和2年度から学校図書管理システムにより適切に図書管理を行っている。

Cの早急な交換を検討されたい。

【No. 24 意見】 有利な調達の見直しについて
図書購入取引については一定価格のため、富山県会計規則第102条及び物品等事務取扱要領第35条において見積書の徴収を省略することができることとされている。そのため、富山中部高校、高岡商業高校、小矢部園芸高校、富山いずみ高校及びしらとり支援学校では、納入業者の選定について検討がなされていないことが確認された。

この点、富山南高校では、図書納入業者の選定に際して、いずれも定価販売であり価格面の優位性は見られないため、①迅速な納入が可能な先 ②納入時期は遅れるが、ブッカー装丁や学校図書管理システムCASAへの登録データの準備まで実施してくれるなど、業者ごとのサービスの優位性をもとに選定を行っているとのことであった。そのほか、魚津工業高校及び滑川高校においても迅速な納入等の優位性により、適宜選定を行っているとの回答があった。

サービス面でより有利な調達を行うことで各校の負担を軽減する観点からも、各学校の優れた取組みを共有し、今後の業者選定の方法として検討されたい。

【No. 25 意見】 図書の相互貸借について

監査対象学校における蔵書数及び蔵書の質についてはバラつきが見られ、特に郊外の高校の生徒については、他の公共図書館の利用に際しても交通の便が必ずしも良いとは言えない。

この点、一部の高校で実施されている県

全対象校において、以前から、迅速な納入等の優位性により納入業者の選定を適宜行っているが、令和2年度以降も、より有利な調達方法について検討している。

また、富山中部高等学校では、他校の優れた取組みを参考にした業者選定の導入に向けて検討している。

相互貸借システムの構築については、関係各所の理解や財政負担の増加など解決すべき課題が多いが、県教育委員会としては、令和2年度から生徒により多くの蔵書への接触機会を設けられるよう、その具体的な方策

立図書館巡回車による公共図書館の蔵書貸出しの拡大を含む、学校図書館の機能補完を図ることで、より多くの蔵書に触れる機会を生徒に与えることが検討されるべきである。

文部科学省から公表されている、学校図書館運営における重要事項についての望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」では、「学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい」とされている。

他県でも大阪府豊中市における、学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備する「とよなかブックプラネット事業」や神奈川県における「高等学校間及び県立図書館との相互貸借システムの導入」等の実施事例が確認できる。実現にあたっては蔵書情報の共有及びシステムの構築、物流の観点からも相当程度の準備期間を要すると考えられるが、より多くの蔵書への接触機会を設けることで生徒の知的好奇心の充足・醸成に資すると考えられる。他県事例等を参考に、高校間の蔵書の相互貸借の仕組みの導入についても、併せて検討されたい。

【No. 26 意見】 寄贈図書の管理方法について

寄贈図書について、高岡商業高校では、

について、他県事例等も踏まえ幅広く検討している。

両校では、令和2年4月から、寄贈図書と図書台帳の照合を実施し、寄贈図書についても図書

継続的に配架するか否かにより図書台帳への登録を実施するかの判断を行っていた。また小矢部園芸高校では、生徒や教諭からの寄贈図書について図書台帳への登録が実施されていないものが確認された。

寄贈図書についても、管理責任及び貸出管理の観点からも、漏れなく図書台帳へ登録することが望まれる。

【No. 27 意見】 ブッカーの装着について

小矢部園芸高校及び富山南高校において、ブッカーが装着されていない図書が散見された。ブッカーの装着は必須ではないものの、図書の劣化防止、図書管理用のバーコードラベルの引き剥がし防止などの観点から、ブッカーの装着が望まれる。

5. 薬品及び農薬の管理

【No. 28 意見】 定期的な現状把握

県立学校課は、平成23年度に各学校から以下に係る現状把握を行ったが、その後同様の現状把握を行っていない。

- ①毒物劇物管理簿及び同点検表の作成管理
- ②長期間保存され今後も使用見込みのない毒・劇物について、適正な方法で速やかな廃棄処分等の措置
- ③毒物及び劇物の保管管理に関する点検の実施、その回答

事故の発生リスクを伴う毒・劇物管理について、教育委員会は、学校任せにせず、その管理状況を把握・指導することが望まれる。この観点からも、県立学校課は上記の現状把握を定期的に行うことが望まれる。

台帳へ登録している。

両校では、監査実施以前から、必要に応じてブッカーの装着を行っており、引き続き対応を継続していく。

県教育委員会において、毒物及び劇物が適切に管理されるよう、令和2年12月に全県立高校に周知するとともに、保管管理に関する現状把握調査を実施した。

また、同調査については、今後も定期的を実施することとしている。

【No. 29 指摘】管理簿の使用者記録等なし
管理規程例によれば、毒・劇物を保管する場合は品目ごとに管理簿を備え、受払の都度管理簿に記入するとともに、使用者の記入が求められる。

魚津工業高校において管理簿を確認したところ、薬品の受け払いはシステムにより管理されるのみであり、使用者や管理者の承認印が押印されなかった。

富山いずみ高校では、エクセルにてデータ管理され、使用の都度払出量が適切に記入されていたものの、本校では薬品等は化学教師一人で管理・取扱いしている事情から、使用者の記録はなかった。

滑川高校・普通科では薬品等使用簿が作成され、使用の都度払出量、使用目的が適切に記入されていたが、使用者の記録がなかった（なお薬業科は使用者が記録されていた）。

いずれの高校でも受払の際の責任の明確化のため、使用者を記録する必要がある、管理規程例に従い、受け払いの都度、使用者印や管理者印の押印が求められる。

【No. 30 指摘】定期的な現物確認・点検等の未実施

管理規程例によれば、定期的な棚卸・点検の実施を求められており、その記録が必要である。今般の対象校において、複数の高校が毒物劇物点検表等による点検を実施した明確な記録がなかった（点検は実施したが、記録されていない高校も含まれる）。

そのうち魚津工業高校、小矢部園芸高校、滑川高校は規程に点検実施の規定があるも

全対象校において、令和2年度から、管理簿への使用者記録を徹底している。

監査時に点検の未実施を指摘された3校においては、令和元年度中に現物確認・点検を実施し、令和2年度からは年1回の定期的な棚卸を実施している。

点検実施・記録の規定の未整備を指摘された富山中部高等学校では、令和元年度に規程を改定した。

のの一部は実施していなかった。また富山中部高校は規程を制定しているものの点検実施・記録の規定がなかった。その他富山南高校、富山いずみ高校は規程自体制定しておらず、点検の実施・記録が確認できなかった。

また、定期的に、毒・劇物等の数量と管理簿の残数量を確認することも管理規程例において求められている。

魚津工業高校においては払い出しの都度、残量の点検を実施しているが、定期的な劇物の棚卸を実施していない。また、小矢部園芸高校では棚卸実施の規定を定めているが、一部につき棚卸が実施されていなかった（なお、令和元年8月には実施）。

現物確認を実施することにより保管状況を把握できることから、定期的に全品目の確認実施が必要である。

【No. 31 指摘】 保管管理規程の未制定及び未周知

県の通知（県第1664号、平成23年8月23日）によると、各校において保管管理規程を制定し、規程に基づく管理が必要となっている。富山南高校、富山いずみ高校においては、塩酸等の劇物を理科準備室等にて施錠管理しているが、定めるべき毒物及び劇物の保管管理に関する規程が制定されていなかった。通知の例示を参考に保管管理規程の制定が必要である。

また、魚津工業高校、滑川高校においては規程が制定済みであったが、存在が担当に認識されておらず、ルールとして機能していなかった。規程の周知が望まれる。

なお、滑川高校の規程は保管管理規程例

規程自体の未整備を指摘された2校では、令和元年度に保管管理規程を制定し、令和2年度から点検の実施・記録を行っている。

定めるべき毒物及び劇物の保管管理に関する規程の未制定が指摘された2校においては、令和2年5月までに規程を制定し、運用を開始した。

規程の周知が不十分であると指摘された2校においては、令和2年度当初までに全教職員に対する周知徹底を行った。また、滑川高等学校では、令和元年度に県通知に基づく点検規程に改訂済みである。

に基づかない独自の規程であったため、県通知に基づく規程への改訂が望まれる。

【No. 32 指摘】長期保管の薬品等の使用見込みについて

管理規程例においては、長期間保存されている毒・劇物のうち、使用見込みのないものについては適正な方法により速やかに廃棄処分の措置を講じる旨の規定がある。

富山中部高校、滑川高校においては、保管管理規程を制定し、その中で使用見込みのない毒・劇物を廃棄する旨の規定があるものの、長期にわたり使用されていない毒・劇物について、不要かどうか判断されていなかった。

また、富山いずみ高校においては規程が未制定であり、廃棄検討の実施も確認できなかった。

薬品等には一般に使用期限がないとのことであるが、規程例において定められている通り、使用見込みがない毒・劇物について廃棄を検討することは保全上においても有効であると考えられることから、例えば定期的な点検の際に廃棄の検討・実施を行うことが求められる。

【No. 33 指摘】毒・劇物の表示について

管理規程例においては、毒・劇物の取扱いに注意を要するため、保管庫に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示するとともに、毒劇物の容器、梱包には「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物には白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示し、当該毒・劇物の名称を記載することとなっ

富山中部高等学校及び滑川高等学校では、監査実施後、廃棄すべき毒物及び劇物をリスト化しており、令和2年度末に廃棄することとしている。

また、富山いずみ高等学校では、令和元年度中に保管管理規程を制定するとともに、使用見込みのない毒物及び劇物について廃棄検討・確認作業を開始し、令和2年6月に廃棄処分を実施した。

両校において、令和2年5月までに管理規程に基づき、保管庫等に必要な表示を記載している。

ている。

富山南高校と小矢部園芸高校においては規程に従った明確な表示とされておらず、安全性確保の観点からも規程（または規程例）に基づき明確に表示することが必要である。

【No. 34 指摘】 管理簿への数量記入が不正確

小矢部園芸高校では、保管管理に関する規程により、使用者は毒・劇物の受入・使用について毒物劇物管理簿を備え、記載することが求められている。平成30年度においては毒物劇物管理簿が備え付けられていない場所や受入数量の記入がない毒物劇物管理簿が散見された。規定に基づき、管理簿に適切に記載することが必要である。

【No. 35 指摘】 保管薬品等の転落防止の必要性

富山南高校において、一部の薬品等が保管される木棚は転倒防止の金具で留め金されているが、棚の薬品について、転落の際に特に危険である塩酸、硫酸、硝酸など一部の薬品は保管用ケースに格納されていたものの、それ以外の薬品はそのまま保管格納されていたため棚から転落する危険がある。管理規程例に従い、容器毎に箱に格納するといった転落防止の措置が望まれる。

【No. 36 意見】 施錠鍵の保管について

毒・劇物は漏出・飛散により学校設備や保健衛生に悪影響を及ぼすことから、管理規程例において施錠機能を有する専用の保管庫に保管する旨の規定がある。したがっ

小矢部園芸高等学校において、令和元年9月中に対象品目の数量確認を行い、管理簿への記載を訂正したほか、令和2年2月及び令和2年8月の棚卸し作業の際に、管理簿の確認を行った。

富山南高等学校において、令和2年5月に保管管理規程を制定し、本規程に基づき、転倒防止策を講じている。

対象校において、監査実施後から、施錠できる鍵保管場所を確保し、適切に管理している。

て、その施錠鍵の保管管理も各学校の管理責任者に求められている事項である。

各校においては一般に教職員のみが出入りする理科準備室に鍵が保管されているが、高岡商業高校と小矢部園芸高校においては施錠されていない引出しに鍵が格納されていた。

施錠鍵の保管については管理責任者がその保管に関して処理すること以外に特に規定はないが、管理責任者不在の際に勝手に持ち出しされるリスクがあることから、施錠できる引出し等への保管や鍵の使用簿による記録管理等の対応が望まれる。

【No. 37 意見】受払と残量の整合性の不明瞭

富山中部高校では使用履歴（受払実績）と管理台帳を別々に作成しており、受払量と残量との整合性が不明瞭であった。使用の都度、使用量と使用後の残量を管理台帳に記載することで使用状況がより明確に把握できるものと思われる。

6. 情報管理

【No. 38 指摘】離席時のPCロック

「教職員執務用PCに係る情報セキュリティ対策指針」においては、「使用者が席を離れている間に、無断で第三者にPCを利用されたり、画面を閲覧されたりすることが無いように、適切な対策（画面ロック等）をとること」が求められている。

しかし、富山中部高校、魚津工業高校、富山南高校、滑川高校、富山いずみ高校及びしらとり支援学校の各校においては、教職員の離席時のPCロックが徹底されてい

富山中部高等学校において、監査実施後から、毒物及び劇物の使用時は、使用履歴と管理台帳を突合するとともに、管理台帳によりその使用状況を把握している。

全対象校において、令和2年6月までに全教職員へ周知し、画面ロックの徹底を図った。

なかった。上記指針に従い、PCロックを徹底すべきである。

【No. 39 指摘】 PCの固定・施錠管理

「教職員執務用PCに係る情報セキュリティ対策指針」によれば、執務用PCについては支給された器具を用いて固定・施錠管理する必要がある。

しかし、富山中部高校、小矢部園芸高校、魚津工業高校及び富山いずみ高校の各校においては、机に固定・施錠がなされていないPCが散見された。現在は対応済と聞いているが、物理的に持ち出し可能な状況であったため、上記指針に従った取扱いが必要である。

【No. 40 指摘】 個人情報のガイドライン等未策定

魚津工業高校及び高岡商業高校においては、個人情報のガイドライン等が策定されていない。「県立学校における個人情報の管理について」（平成19年11月2日、県立学校課）に従い、学校毎の個人情報のガイドラインを作成する等の対応が必要である。

【No. 41 指摘】 個人情報管理規程の見直し
富山南高校においては、個人情報管理規

程教育委員会では、令和2年2月に新たに「校務用LAN情報セキュリティ実施手順」を作成し、校務用LANに移行後は、執務室全体を施錠管理することとしており、富山いずみ高等学校については、令和元年度に校務用LANへ移行しており、令和2年3月から新たな指針に従い、執務室全体を施錠管理している。

また、その他の3校については、令和2年度に校務用LANへ移行後、新しい指針に従い執務室全体を施錠管理することになるが、移行までの間は、現在の指針に従いPCの施錠管理を行うよう、各校において令和2年6月までに全教職員へ周知している。

対象校において、令和2年12月までに個人情報のガイドラインを策定した。

富山南高等学校では、令和2年2月28日に施行された「校務

程（平成19年12月1日施行）、教職員執務用パソコン運用規程（平成20年2月1日施行）について、いずれも制定後見直しを実施されておらず、規程の整備状況についても教職員における周知がなされていない状況であった。また、規程において複製・印刷・閲覧時等に記入が要請される個人情報利用簿についても、運用がなされていない状況であった。

各校の実情に即した遵守できる規程の整備と周知を図る必要がある。

【No. 42 指摘】個人情報整理表の未作成・未更新

魚津工業高校及び高岡商業高校において、校内における個人情報の内容、保存方法、保存場所等が整理されていない。

「県立学校における個人情報の管理について」（平成19年11月2日、県立学校課）に従い、校内における個人情報の内容、保存方法、保存場所等を整理した個人情報整理表を作成する必要がある。

また、滑川高校において、個人情報整理表（2017年度）では紙での保存のみとされているが、実際には紙以外に様式が電子媒体で保存されている書類があった（例：点票、成績会議資料）。

個人情報整理表の適時の更新が必要である。

【No. 43 意見】個人情報の所在場所

小矢部園芸高校においては、個人情報整理表上の保管場所が「サーバ」「ロッカー」となっているのみであり、該当のロッカーが不明確である。

用LAN情報セキュリティ実施手順」に基づき、令和2年3月に個人情報管理規程及び教職員執務用パソコン運用規程を改訂し、所属教職員へ周知した。

個人情報整理表の未作成を指摘された2校では、令和2年8月に個人情報整理表を作成し、運用を開始している。

また、滑川高等学校においては、改めて、令和2年4月に個人情報整理表の確認・見直しを実施しており、適時個人情報整理表を更新することとしている。

小矢部園芸高等学校では、令和2年8月から個人情報整理表の保管場所を「情報処理室執務用サーバー」「職員室生徒指導ロッカー」など具体的に記載し

この点、保管場所の判別が困難であると、紛失の発覚が遅延する可能性もあることから、保管場所の分かりやすい記述が望まれる。

【No. 44 意見】校務用LAN環境下でのPCの自己点検

情報セキュリティについては、庁内LAN環境では情報政策課主導でPCの自己点検が実施されているが、校務用LAN環境ではPCの自己点検は実施されていない。

指針が求める遵守事項の各項目の遵守の有無については、管理者側でのチェックが困難であるため、自己点検チェックリストを作成・運用することが望まれる。

【No. 45 意見】サーバ室の施錠管理

魚津工業高校及び小矢部園芸高校においては、サーバ室が施錠されていない状態であった。

現在は対応済と聞いているが、部外者による物理的なアクセスがないよう、サーバ室の施錠の徹底を図りたい。

【No. 46 指摘】USBメモリの番号管理

校内で使用する全USBメモリに通し番号を付し（通知：USBメモリの使用における管理の徹底について）、使用簿をつける（指針：県立学校における個人情報の管理について）ルールとなっているが、そのように運用されていない学校が見られた。

ている。

県教育委員会では、校務用LAN環境下における情報セキュリティに関する自己点検について、県の庁内LAN情報セキュリティ自己点検に準じて、校務用LANへの移行後、順次、自己点検を実施することとしている。

なお、自己点検の実施時期などの具体的な運用については、校務用LANへの移行状況や情報セキュリティ研修の実施内容と併せて今後検討することとしている。

両校において、令和2年9月にサーバーの設置場所を施錠できる状態にした。

対象校において、令和元年度中に校内で使用するUSBメモリ全てに通し番号を付し、併せて、持ち出し記録簿を整備し、管理の徹底を図っている。

(魚津工業高校)校内で使用する私物USBメモリには通し番号を付していない。また、USBメモリは、校務用LANと庁内LANのデータのやり取りのみに利用し校外に持ち出さないため、使用簿をつけていなかった。

(富山南高校)私物USBメモリについては、通し番号を付していない上、使用簿もつけていない。

上記ルールどおりの運用が必要である。

【No. 47 指摘】USBメモリ管理責任者の管理外に置かれた県費購入のUSBメモリ

富山南高校において、海外研修で使用するためUSBメモリ3本を県費で購入した後、うち2本は通常授業に使用するためのデータを移動する際に使用・管理しているが、残る1本は海外研修参加時のスーツケースに入れたまま、教員の実家に保管されており、県費で購入されたUSBメモリについてUSBメモリ管理責任者の管理外に置かれているものが確認された。これは、USBメモリ管理責任者側でUSBメモリ購入を把握しておらず、また当該教員でも海外研修終了後のUSBメモリの管理責任の認識が低い状況であることによる。

当該教員はUSBメモリの取得後速やかに管理者に報告し学校管理USBメモリとすべきであった。その上で使用簿(県立学校における個人情報の管理について、指針)により使用状況を管理すべきであった。

【No. 48 指摘】個人情報持ち出し時の未記録

富山南高等学校では、令和元年12月に古いUSBメモリはすべて処分し、新たなUSBメモリを整備する際、すべてに通し番号を付し、併せて、持ち出し記録簿を整備し、職員に対しても使用時には必ず記載するよう改めて周知を行った。

高岡商業高等学校において、令和2年8月に個人情報持ち出

高岡商業高校において、写真など持ち出す必要がある場合はCD-ROMに記録して引き渡すことにしているが、その際に個人情報持ち出しについて記録はしていない。

「県立学校における個人情報の管理について（指針）」においては、外部記憶媒体に複製する場合は使用簿に使用者・使用目的等を記入することになっていることから、指針に従った対応が必要である。

【No. 49 指摘】校務用PCの持ち出しルール

小矢部園芸高校においては、同校作成の文書及び個人情報の管理について（案）では、校務用PCの外への持出は学校長の許可が必要と記載があるが、現状の使用にあたっては特段許可はなく、持出簿などの作成もなされていないことが確認された。

上記ルールを遵守するため、PCの持ち出しは、学校長による持出簿上の許可・承認の下実施することとすべきである。

【No. 50 意見】長期にわたるUSBメモリの持ち出し

富山いずみ高校において、USBメモリの持ち出し期間が2、3ヶ月と長期にわたるケースがあった。

使用目的などからやむえない事情もあると思われるが、通常1週間程度で返却するのが適当と思われ、できるだけ短期間で返却が望ましい。また、長期返却がない場合には、管理者側から貸与者に返却要請をすることが望まれる。

し記録簿を作成し、指針に従った運用を行っている。

小矢部園芸高等学校では、監査実施後から校務用PCについては、施錠管理するとともに、外部への持ち出しは、一切禁止し、職員へ周知している。

富山いずみ高等学校では、令和2年4月から、管理責任者が定期的に確認し、長期の貸借の場合は返却要請を行うこととしている。

【No. 51 指摘】未使用機器の不用決定処理漏れ

富山中部高校において、未使用のプロキシサーバ1台（平成21年度購入）が備品台帳に登載の上、サーバ室に保管してある。

当該備品については、富山県会計規則第128条に従い速やかな不用決定処理、廃棄処理が必要である。

また、未使用の生徒用サーバ1台（平成19年度購入）について、今後の使用見込みを早急に検討することが望まれる。なお、備品使用簿には生徒用サーバ1台と教員用サーバ1台を一式として総額で登載されているので、今後の使用が見込めない場合には、備品の分割登録による生徒用サーバの不用決定、廃棄処理の可否についても合わせて検討されたい。

【No. 52 意見】未使用の借受機器の返却漏れ

小矢部園芸高校においては、サーバ室内に、使用しなくなったサーバが配置されたままとなっていた。現任セキュリティ担当者により、データの消去が行われたとのことであるが、現物は残されたままとなっている。また、富山南高校においては、サーバ室内に、過去に発火し使用しなくなったと思われる借受サーバ（リースによる）が配置されたままとなっていた。

教員については異動も多く、現物が残されたままのサーバ本体が保管されていることで、のちにデータの消去状況が不明となる可能性がある。適時適切なデータ消去及び現物の廃棄が図られることで、不要な情報資産の管理負担が軽減され则认为られ

富山中部高等学校において、プロキシサーバ、生徒用サーバともに、令和2年3月に処分した。

両校において、使用しなくなったサーバを令和2年8月までに廃棄処分した。

ることから、現物の廃棄又は返却を早急に実施することが望まれる。

【No. 53 意見】再整備後の教職員向け研修について

令和2年度末までに全県立学校において教員が使用するパソコンが新しい校務用LAN環境下に切り替わるため、従来にも増して厳格な情報管理が求められる。しかし、情報管理が徹底できるか否かは、最終的には教職員の意識やモラルにかかっているため、情報政策課及び教育委員会には教職員向けに十分な研修を行うことが望まれる。

7. 奨学資金

【No. 54 意見】滞納金に課す延滞利息について

「富山県奨学生の手引き」では、「滞納金には、年7.3%の延滞利息が加算される」と明記されている。また、富山県奨学資金貸与条例第11条においても、「奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない」と明記している。

この延滞利息の徴収状況について確認したところ、県立学校課では、これまで奨学資金の延滞が発生している者に対し、延滞事由を確認し、延滞利息を課した事例はな

平成30年度に校務用LANに移行した15校の教職員に対して、令和元年12月から令和2年1月にかけて、県情報政策課又は県立学校課の職員が各校を訪問し情報セキュリティ研修を開催しており、残りの県立学校に対しても、令和2年度及び令和3年度の2年間に分け研修を開催することとしている。

さらに、今後も各学校が3年毎に受講できるよう計画的に研修を実施することとしている。

県立学校課において、令和2年度から、延滞利息の要否について、延滞事例ごとに延滞理由が正当な理由に当たるかどうかを判断し、決裁を得ている。

今後も、毎年度、延滞事例ごとに延滞理由が正当な理由に当たるかどうかを判断し、適切に手続きを実施する。

いとのことである。

奨学資金を滞納している理由として、病気・リストラ等の意図しない事情により、返還が滞っているケースが多く、県立学校課は、これらの事情が正当な理由に当たると判断し延滞利息を課すことなく、滞納者の負担が少ない分納による貸与資金元本の回収を優先しているとのことであった。

この点、延滞利息の要否については、延滞事例ごとに同貸与条例第11条にある正当な理由の有無を検討する必要があると考えられる。

決裁の取得等による正当な理由の有無を判断するための手続の追加が望まれる。

【No. 55 意見】債権管理事務の効率化について

奨学資金の管理方法について、奨学資金管理システムに加え、貸与者ごとに紙媒体の「奨学資金管理台帳」を作成し、残高を管理している。このシステムと管理台帳では、同じ情報が記載されており、業務効率性の観点から改善の余地がある。

このような管理方法を採用している理由としては、嘱託職員が「奨学資金管理台帳」を作成、県職員が奨学資金管理システムに入力し、定期的に内容を突合することで、記載内容に抜け漏れがないか確認するためとしている。このリスクに対応する手続として、例えば、嘱託職員がシステムに直接入力し、入力内容について入力者とは別の県職員がチェックを行うなど、業務の正確性を確保しながらも、業務の効率性を図る余地はあると考えられる。また、滞納債権に対する督促情報についてもシステム内に

債権管理業務の効率化を図るため、令和2年度から、紙媒体の台帳には、貸与者の返還経過の詳細のみを記載することとしたほか、督促状況や奨学生との具体的な相談内容等を奨学資金管理システムに入力し、即座に督促情報等を確認できるように業務フローを改善した。

より詳細に記述するルールに統一することで、督促状況がより明確となり、回収に向けた労力を今以上に確保することが可能となる。債権管理業務の効率化を図り、延滞している奨学資金の回収に少しでも注力できるように、事務フローの見直しが望まれる。

8. 寄附金

【No. 56 意見】 寄附の受入方法について

寄附の申出があった場合、窓口となっている各学校では、寄附者に対し、現金による寄附ではなく、学校運営に有益な固定資産等による現物寄附とするように促している事例が見受けられた。一般財源で受け入れることから、学校に対する寄附とはならず、寄附者の思いが伝わりにくいためである。

ただ、寄附者の負担を考慮した場合、現物寄附の場合は学校側が望む固定資産等を確認のうえ購入するという手続が生じ、現金寄附に比べて負担をかけることから、寄附受入の可能性を狭くしていると思われる。

このため、現金寄附についても学校が寄附者の意向に沿って活用できるような仕組みを検討し、県立学校への寄附受入を促進する体制を構築していくことが望まれる。

【No. 57 意見】 遺贈・相続財産等の寄附受入促進について

昨今では、遺贈・相続財産等の寄附受入を積極的に受け入れるため、公的機関等でもパンフレットの配布等によるアピールが進められているところである。県立学校でも、遺贈・相続財産等の寄附がこれまで以

高岡高等学校に対する現金での寄附について、令和2年5月に受入れし、令和2年9月補正予算において同校に対する歳出予算を計上しており、今後も寄附者の負担を軽減するため、現金での寄附受入れの促進に努めたい。

県教育委員会においては、高岡高等学校に対する相続財産の寄附について、令和2年11月に受入れし、令和2年11月補正予算において同校に対する歳出予算を計上しており、今後、県立学校に対する遺贈・相続財産等

上に増える可能性がある。しかし、現状では遺贈・相続財産等の寄附額を増やしていくための取組みは確認できなかった。

公立高校への寄附は、国・地方公共団体に対する寄附金として、所得税法上、特定寄附金として優遇が受けられるほか、相続財産の寄附の場合には、相続税法上、原則として非課税扱いとなる。このメリットを活用し、遺贈・相続財産の寄附受入に向けた取組みを進め、学校教育の更なる充実を図る必要があると思われる。

日本赤十字社や各学校法人では、このようなメリットをアピールし、寄附財産の受入促進に向けた取組みを進めているところである。

県立学校においても同様、寄附・遺贈することのメリットをもっとアピールし、寄附受入の機会をより多くするような取組みが期待される。但し、遺贈・相続財産等の寄附受入促進に関しては、県立学校単独の取組みでなく、県全体としての取組みが期待される。

9. 県費外会計

【No. 58 意見】県費外会計の設定

(対象) しらとり支援学校(記念事業会計、安全会会計)

学校側は、記念事業会計は県費外会計ではないとの認識に基づき会計点検者及び校内監事を設定していないが、預金通帳を預り入出金を担当している実態からして、県費外会計として管理することが望まれる。

また、安全会会計は、件数の少ない災害共済掛金を支出するのみであり、管理の煩雑さを避けるため徴収金会計に一本化する

の寄附受入れの促進に努めた

い。

しらとり支援学校では、記念事業会計については、令和2年度から県費外会計に指定し、学校で適切に管理しているほか、安全会会計については、令和2年度の全事業が令和2年6月に終了しているため、令和2年8月に実施された執行部会において、令和3年度からPTA会計へ統合することについて承認を得ている。

ことが望まれる。

【No. 59 指摘】 県費外会計等評価委員会の未設置

(対象) 魚津工業高校

ガイドラインにおいて県費外会計等評価委員会の設置が求められているが、設置していない高校があった。県費外会計等評価委員会は、「総合的な観点から県費外会計等の事務処理を評価・検討し、計画的かつ効率的な執行を図ることを目的」（ガイドラインより引用）として設置されるものである。

ガイドラインに従い、県費外会計等評価委員会を設置する必要がある。

【No. 60 意見】 休眠会計・休眠口座の取扱いについて

(対象) 魚津工業高校、しらとり支援学校

魚津工業高校において、平成29年度以降入出金が行われておらず今後も使用される見込みも無い会計があった。また、口座に2,330円が残っている状況であった。本来、保護者からの徴収金等はその年度に使用す

なお、県教育委員会においては、今回のご意見を踏まえ、令和2年11月に、「県費外会計等の取扱いに関するガイドライン」を改正し、周年事業会計（記念事業会計）について、学校が預金通帳を預かり、会計を担当する場合は、団体から委任を受け、県費外会計として管理することを明記するとともに、改正内容について各学校へ周知した。

令和2年度から、県費外会計等評価委員を委嘱し、12月に評価委員会を開催し、今後も年1回程度評価委員会を開催することとしている。

魚津工業高等学校の科学工業コース実習会計については、令和2年度の12月までに、残金を生徒会会計へ移行のうえ、口座を解約している。

また、しらとり支援学校の部活動後援会会計については、監査終了後に口座を解約してい

るものであり、残金があれば、返金や寄附などで残金を残すべきでなかった。また、使用しない会計や口座を残すことは、不正使用や持ち出しを発生させる原因にもなる。

また、しらとり支援学校においても、部活動後援会会計は令和元年6月に閉鎖されているが、預金口座は解約されずに通帳が保管されていた。

したがって、使用される見込みのない休眠会計は直ちに閉鎖するとともに、口座については、残金を適正に処理したうえで閉鎖することが望まれる。

今後は少子化の進展に伴い、部（活動）の更なる統廃合が想定されるため、会計や口座の閉鎖には特に留意すべきである。

【No. 61 指摘】 団体会計における委任契約書の未保持

（対象）高岡商業高校、小矢部園芸高校、富山いずみ高校

団体会計において、団体との委任契約の状況を確認したところ、委任契約書が無い高校があった。

団体会計とは、学校がPTAなど学校教育活動と密接な関係のある諸団体から受託し、保護者から徴収する会計である。そのため、あくまで主体はPTAなどの団体である。その上で学校は委任を受ける形で会計を行っていることから、その権限及び責任を明確にしておく必要がある。教育委員会では、平成23年度に参考例を示した上で各学校に委任契約書を取り交わすように要請したことから、中にはその際に契約書を

る。

なお、県教育委員会においては、今回の意見を踏まえ、令和2年11月に、「県費外会計等の取扱いに関するガイドラインに係る質疑応答集」を改正し、決算時に残金が発生する場合の処理方法を明記するとともに、令和2年12月に各学校の事務長・教頭を対象とした説明会を開催し、質疑応答集の改正内容及び県費外会計の設置・統廃合について、現行のガイドラインに基づき①目的が不明瞭な徴収金会計の廃止も含めた見直し、②目的を達成した県費外会計の整理など周知徹底を図った。

令和元年度の監査実施後、全対象校において、速やかに、委任契約書を取り交わし、引継ぎ漏れのないよう書面のほか電子データを保管している。

取り交わしたもののその後紛失した事例があると思われる。

したがって、委任契約書が無い団体会計については、速やかに団体と委任契約書を取り交わすことが必要である。

【No. 62 意見】 予算の未作成

(対象) 魚津工業高校(3学年)、高岡商業高校(3学年、部費1件)、富山中部高校(28年度入学生、部費2件)、富山南高校(3学年、部費3件)、小矢部園芸高校(28年度入学生)、富山いずみ高校(1学年総合学科、部費2件)、滑川高校(1学年普通科、2学年普通科、部費1件)

各学校が定める県費外会計取扱要綱において、予算編成は、年度において必要となる全ての経費及び収入の見積りを行い、年度当初で行うとされているが、予算編成がなされていない会計があった。予算は、追加徴収を抑えることや多額の不用額の発生を防止するだけでなく、保護者への事前説明という観点から重要なものである。

したがって、各会計は予算編成を行う必要がある。

【No. 63 指摘】 収入伺書の不備

(対象) 魚津工業高校(生徒会)、富山中部高校(28年度入学生、生徒会)、富山南高校(3学年)、小矢部園芸高校(28年度入学生)

各学校の県費外会計取扱要綱によれば、徴収金等を収納した際に、会計担当者は収入伺書により決裁を受けることになっている。しかし、収入伺書を作成していないケースが見られた(魚津工業高校(生徒会))。

令和2年度から、全対象校において、年度当初に全ての会計で予算編成を実施している。

令和元年度の監査実施後、全対象校において、書類の不備がないよう、県費外会計取扱要綱の規程等について、改めて全ての担当者に対し周知徹底を図った。

また、収入伺書の収入された日が実際の入金日と異なっていたケースや、そもそも日付が記載されていないケースがみられた

(富山中部高校(28年度入学生、生徒会)、富山南高校(3学年)、小矢部園芸高校(28年度入学生))。収入伺書の決裁において、収入された日は、その収入を特定する上でも重要な情報である。

したがって、徴収金等を収納した際は、収入伺書の決裁を受ける必要がある。また収入伺書を作成するにあたっては、収入した日を記載する必要がある。

【No. 64 意見】収入に関する資料の作成(対象)小矢部園芸高校(P T A、農業クラブ)、しらとり支援学校(洗心会)

小矢部園芸高校のP T Aではバザーを実施しており、その収入金が収入として計上されていた。それにかかる収入伺書を確認したところ、収入金に係る資料はなかった。バザーでは、現金のやり取りを伴うことから収入金が確実にP T A会計に収入されているかを確認するため、例えば、バザー終了後に現金在り高を確認することなどが考えられる。また、農業クラブも焼き芋販売を行っており、同様に収入金に係る資料はなかった。

また、しらとり支援学校においても、バザーの前受金を受領した際の領収証控が残されていなかった。

したがって、特に現金のやり取りを行う場合は、収入伺書に収入に関する資料を作成・添付することが望まれる。

【No. 65 指摘】領収書(控)の日付について

令和元年度の監査実施後、全対象校において、書類の不備がないよう、県費外会計取扱要綱の規程等について、改めて全ての担当者に対し周知徹底を図った。

令和元年度の監査実施後、全

て

(対象) 富山南高校 (3 学年)

富山南高校の3 学年費は、口座振替で入金されるが、残高不足等で振替ができない場合には、現金での入金となっている。その場合、入金があった際に領収書を渡し、高校ではその控えを保管している。その領収書控えを確認したところ、控えの領収印の日付が実際の現金領収日ではなく、高校の口座に振り込まれた日になっていた。領収書は現金の受け取りを確認するためのものであることから、領収書 (控) にも同様に実際の領収日により記録しておくべきである。

【No. 66 指摘】 P T A に対する補助金収入の未計上

(対象) 小矢部園芸高校 (28 年度入学生)

支出伺書を確認したところ、支出額 (全体で 22,489 円) と、支出伺の支出額 (2,489 円) とに差があるものがあつた。この差額 (20,000 円) について確認したところ、県高校 P T A 連合会から支給される「特色ある P T A 活動補助金」 (20,000 円) を支払いに充てたことから不足分の 2,489 円を記載したとのことであつた。つまり、当該補助金については、収入として計上されず、支出金額との相殺として使用されたのである。しかし、「特色ある P T A 活動補助金」は P T A に対して支給されているものであり、担当者が受け取り P T A 会計を通さず支払いに充てるものではない。またこれを認めると、帳簿に計上されない入金となり、網羅的に入出金を把握できなくなる。さらに支出伺書においても、支出金額は重要な

対象校において、書類の不備がないよう、県費外会計取扱要綱の規程等について、改めて全ての担当者に対し周知徹底を図つた。

令和元年度の監査実施後、全対象校において、収入及び支出書類を適切に作成するよう、全ての担当者に対し周知徹底を図つた。

情報であることから、純額ではなく、総額での確認が必要である。

したがって、当該補助金収入については支出と相殺するのではなく、収入伺及び支出伺において相殺をせずに総額で記載する必要がある。

【No. 67 意見】部費の管理簿の不備について

(対象) 富山中部高校(部費1件)、富山南高校(部費1件)

富山中部高校の部費徴収について、領収した記録の確認ができない会計があった。現金でのやり取りは、金銭のトラブルになる可能性があることから、領収書もしくは領収したことを記録する部費管理簿で記録を残すことが望まれる。

また、富山南高校で、部費管理簿を確認したところ、出納簿の記録と異なっていたり、人数が間違っていたり、最終の1月徴収分が記録されていない会計があった。

部費は部活動のための必要な財源であり、確実に徴収する点からも、部費管理簿を適切に記録することが望まれる。

【No. 68 意見】口座による現金の管理

(対象) 魚津工業高校(部費1件)、富山南高校(部費1件)

多額の現金を取扱うにも関わらず、口座も開設せずに、現金で管理している会計があった。ガイドラインに係る「質疑応答集」の中でも県費外会計において、原則、口座を保持することが求められ、部活動については、年間の予算額が5万円超の場合は、同様に口座の保持が求められている。特に

令和元年の監査実施後、各校において、指摘のあった会計について部費徴収額が出納簿に正しく記載されていることを確認しており、今後とも部費の徴収については、出納簿により適切に管理することとしている。

なお、部費管理簿については、徴収人数が多いなど各学校がその必要性を判断し作成しているが、県教育委員会においても、令和2年度から各学校へのヒアリングを通じて、部費管理簿を作成している場合には、適切に管理されているか確認している。

令和2年度から、対象校において、部活動の徴収金会計(部費会計)のうち年間予算が5万円未満と少額な場合を除き、口座を開設し、管理している。

部活動の場合は、年間を通して現金での取扱いが多く煩雑になる一方、保護者からの徴収金によっていることから、厳重に扱う必要がある。口座を通すことで記録が残り、また確実に当該現金があることが証明されることから口座での管理が適当である。

したがって、年間の予算額（収入額）が5万円を超える場合には、口座で管理することが望まれる。

【No. 69 意見】 学年費等の口座振替の未実施

（対象）小矢部園芸高校

学年費の徴収方法を確認したところ、集金袋を使用して生徒から現金で集め、卒業時には余剰金を同じく現金で返金していた。他の高校の学年費の取扱いを見ると、ほとんどが口座振替となっている。その他に、同校では農業教育振興会、農業クラブ、家庭科も同様に現金での徴収であった。現金での徴収は、盗難や紛失等の事故や徴収における保護者等のトラブルになる可能性もあることから、できる限り口座振替に移行することが望まれる。

小矢部園芸高等学校の学年費の集金については、令和2年4月から口座振替に移行している。

なお、その他ご意見のあった会計については、徴収件数が少ないことや振込手数料に係る保護者負担の増加を考慮し、引き続き現金で徴収しているが、集金台帳と出納簿の確認や盗難・紛失への留意など、改めて各担当者に対し管理方法について周知徹底を図った。

また、県教育委員会においては、現行の「県費外会計等の取扱いに関するガイドライン」において原則口座振替とする方針を示していたが、さらに盗難・紛失、保護者とのトラブルの発生リスクの軽減を図るため、令和2年11月に「県費外会計等の取扱いに関するガイドラインに係る質疑応答集」を改正し、現金での徴収が可能な場合の例示を明記し、各学校へ周知した。

【No. 70 意見】多額の現金での支払の見直しについて

(対象) 高岡商業高校 (部費 2 件)

合宿や遠征に係る経費については、その都度、保護者から徴収し精算されている。いずれの場合も現金により管理し、支払いも現金で行っている。平成30年度においては、県外遠征で百万円を超えるような経費がかかっており、それを現金で持参し現地で支払いを行っていた会計があった。また、講師への謝礼を現金で支払っているため、支払いの際には預金口座から引き出す必要があるが、時期によっては数十万円の現金を引き出し、金庫に一定期間保管している会計があった。多額の現金の持ち出しや保管は、紛失、盗難や不正のリスクが高まる。

したがって、多額の支払が必要な場合は原則、口座振込等に対応することが望まれる。

【No. 71 意見】預金通帳の管理

(対象) 滑川高校 (部費 1 件)

部費の預金通帳が保管されている引き出しが常時施錠されていない会計があった。預金通帳の盗難防止のため、施錠を徹底すべきである。

【No. 72 指摘】支出伺書の不備

(対象) 魚津工業高校 (部費 1 件)、富山南高校 (3 学年、同窓会)、小矢部園芸高校 (28年度入学生、農業教育振興会)、富山中部高校 (28年度入学生)

支出伺書を確認したところ、支出日が空欄になっているもの、訂正が鉛筆書きになっているものが散見された。また、支出伺

高岡商業高等学校では、令和2年度から、多額の支払が必要な場合について、支払先の同意が得られる場合については、口座振込等で対応することとしている。

また、県教育委員会においては、今回のご意見を踏まえ、令和2年11月に「県費外会計等の取扱いに関するガイドライン」を改正し、①1件5万円以上の経費の支払いは、原則口座振替とすること、②やむを得ず現金を金庫に保管する場合の期間は、原則1週間以内とすることを明記し、各学校へ周知した。

令和元年度の監査実施後から、全ての通帳を事務室の金庫で管理することとし、盗難防止対策の強化を図っている。

令和元年度の監査実施後、全対象校において、書類の不備がないよう、県費外会計取扱要綱の規程等について、改めて全ての担当者に対し周知徹底を図った。

書が作成されていないものがあった。

各校が策定している県費外取扱要綱においても、部活動を除き、支出しようとする場合には、支出伺書の作成及び決裁を求めている。また、支出伺書の決裁にあたっては、支払日等の重要情報の記載は必要であり、訂正する場合もペン書きや訂正印などの対応が必要である。

したがって、県費外会計の支出に当たっては、部活動を除き、支出伺書を作成するとともに確実に支出日等の重要情報を記載する必要がある。

【No. 73 指摘】 領収書の日付の未記載

(対象) 小矢部園芸高校 (農業教育振興会)

小矢部園芸高校の農業教育振興会の支出伺書を確認したところ、日付のない領収書があった。各校の定める県費外会計取扱要綱では、支出伺書に領収書の添付を求めている。領収書はその経費の支払いを証明するものであり、支払額だけでなく支払日も重要な情報となる。

したがって、領収書を受領する際は日付を確実に記載するよう取引先に依頼することが必要である。

【No. 74 意見】 見積合わせの未実施

(対象) 魚津工業高校 (生徒会)、高岡商業高校 (生徒会)、富山中部高校 (生徒会、部費1件)、富山いずみ高校 (1学年総合学科、PTA、部費1件)

各校の定める県費外会計取扱要綱において、契約にあたって県費会計に準じた適正な会計処理を行うことを求めている。ガイドラインに係る質疑応答集では、10万円を

令和元年度中に、改めて全ての担当者に対し、領収書を受領する際に日付の記載漏れがないか確認するよう、周知徹底を図った。

全対象校において、県費会計取扱要綱の規程等について、全ての担当者に対し周知・指導を行い、令和2年度から、10万円を超える支出については、2社以上の業者から見積徴収を実施している。

超える契約については、見積合わせを求めているが、10万円を超える支出の中には、見積合わせもしくはプロポーザルを実施していない例が発見された。緊急性など相当の理由がある場合も考えられるが、原則は見積合わせを行うことになっていることから、見積合わせをしない場合は、その理由を明確にする必要がある。しかし、いずれも見積合わせをしない理由を明確にしたものは確認できなかった。

したがって、10万円を超えるものや予算上10万円を超えることが見込まれている支出については、見積合わせやプロポーザル等を行うことが求められる。

【No. 75 指摘】 証拠資料の不備

(対象) 富山中部高校(生徒会)、魚津工業高校(3学年)、しらとり支援学校(高等部3学年旅行積立)

10万円以上の支出について、見積合わせに関する資料の提出を依頼したところ、見積合わせを実施したことを伺わせる資料(決裁前の見積結果調書のコピー)はあったが、決裁資料原本及び見積合わせに関する資料を確認できなかったものがあった。

また、証拠資料は保管されていたものの支出伺書における証拠書類として提出されていなかったものもあった。

また、しらとり支援学校の高等部3学年旅行積立会計においては、旅行会社と取り交わした契約書が残されていなかった。

県費外会計取扱要領第17条第2項では証拠資料は5年間保存を求めており、今後同様のことが無いよう証拠書類の保全に万全を期す必要がある。

全対象校において、県費会計取扱要綱の規程等について、全ての担当者に対し周知・指導を行い、令和2年度から、証拠書類を適切に保管している。

【No. 76 意見】講師への謝礼のルールを整備

(対象) 高岡商業高校 (部費 1 件)

部活動で多くの外部講師を招き、その謝礼として交通費を含め年間計 300万円弱 (平成30年度実績) を支払っているが、報酬金額について確認したところ、謝礼金額は講師毎に異なっているものの、報酬基準や報酬額に関する交渉過程に関する記録はなく、報酬額の決定プロセスが明確になっていない会計があった。また、交通費等についても講師からの申告に基づいており、詳細な経路等の情報もなく、金額等の確認もされていなかった。講師謝礼は保護者の負担により支払われているものであることから、できる限り公明正大に行うことが求められる。

したがって、講師への謝礼のルールを整備し、ルール通りに運用していくことが望まれる。

【No. 77 指摘】講師への謝礼に関する源泉徴収の未実施

(対象) 高岡商業高校 (部費 1 件)

部活動の外部講師に支払う報酬について源泉徴収を行っていなかった会計があった。所得税法第 204条及び所得税法施行令第 302条において源泉徴収の対象を示しているが、当該報酬については「技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導又は知識の教授の報酬又は料金」に該当する。また、部は人格なき社団にあたるものといえることから、源泉徴収義務者に該当する。

県教育委員会では、令和2年11月に「県費外会計等の取扱いに関するガイドライン」を改正し、各学校に設置している県費外会計評価委員会において、外部講師に支払う謝金や交通費の算定基準を決定し、その記録を保存する旨明記し、各学校へ周知した。

高岡商業高等学校では、高岡税務署に確認のうえ、令和2年12月までに納付義務のあった源泉徴収税額を納付した。

また、県教育委員会では、今回の監査結果を踏まえ、令和2年3月に、各県立学校に対し、自己点検の実施及び各種要綱等に沿った適切な事務処理が実施されるよう通知するとともに、令和2年11月に「県費外会計等の取扱いに関するガイドライン」を改正し、講師等への謝礼につ

源泉徴収漏れを防止するため、各学校への周知の徹底を図りたい。

【No. 78 指摘】 翌年度以降の支出

(対象) 高岡商業高校 (部費 1 件)

部活動の経費のうち、翌年度になってから支払った会計があった。部費は当年度徴収した分を当年度中に使用することが通常である。これは受益と負担の関係から負担者である保護者の理解を得るためにも遵守すべきものである。(なお、余剰金が出る場合は、保護者の事前説明のもと翌年度以降に繰り越すこともありうる。)

したがって、当年度に係る支払いは当年度の部費で賄うように対応する必要がある。

【No. 79 意見】 団体会計における予算超過時のルールの整備

(対象) 富山中部高校 (スポーツ・文化活動振興会)

対外競技応援費(野球、サッカー等の応援バス代等)について、予算は 300,000円とされていたが、例年よりも多く勝ち進んだため、実際には 513,480円と予算を大幅に超過する状況になった。予算超過の場合の対応についてルールはないが、高校はスポーツ・文化活動振興会から会計の委任を受けており、総会で承認された予算に従って執行することになる。そのため、もしも予算を超えることが見込まれる場合には、少なくとも役員会等において事前承認を経てから対応すべきであった。また、予算超過した分に関してトラブルの発生の可能性もあることから、そのリスクを回避するた

いては源泉徴収を実施する旨明記し、各学校に対し周知した。

令和元年度の監査実施後、会計年度をまたぐ支出をしないよう、全ての担当者に対し周知徹底を図った。

対象校では、令和2年度から、各費目間で予算を流用する場合には、委任元である学校関係団体と調整のうえ支出することとしている。

また、県教育委員会では、令和2年11月に「県費外会計等の取扱いに関するガイドラインに係る質疑応答集」を改正し、予算(科目)を超えた支出の取扱いについて、各学校と学校関係団体との間で承認方法を策定しておくことが望ましい旨明記し、各学校へ周知した。

めにも必要な行為であったと考える。

したがって、今後も同様の事象が発生することも考えられるため、予算超過した場合のルールをあらかじめ策定しておくことが望まれる。

【No. 80 指摘】 出納簿の作成

(対象) 小矢部園芸高校 (同窓会)

小矢部園芸高校の同窓会の書類を確認したところ、出納簿が作成されていなかった。同校の県費外会計取扱要綱によると、団体会計は、徴収金会計に準ずるとされており、徴収金会計で必要とされる出納簿については、団体会計についても同様に必要になる。会計帳簿としても、出納簿は全ての収入及び支出が記録され、預金口座とも連動していることから最も主要な会計帳簿といえる。

したがって、同会計において出納簿を作成する必要がある。

【No. 81 意見】 出納簿における入出金の管理

(対象) 富山南高校 (部費 1 件)

部費の出納簿を確認したところ、収支の日付の記録が前後している会計があった。また、出納簿は収支を記録するものであり、適宜記録していれば時系列に記録されることになる。時系列になっていないのはある程度まとめて記載をしていることが原因と考えられる。また、本会計は口座を開設しておらず現金での管理になっている。出納簿を見ると、入出金の頻度も多く、年間の支出額も30万円を超えている。現金は、紛失、盗難や不正につながりやすく、保護者

令和2年度から、指摘のあった同窓会会計においても適正に出納簿を作成している。

出納簿の入出金記録を適切に記録するよう、監査実施後、速やかに各担当者に周知徹底を図った。

また、意見のあった会計については、令和2年度9月に口座を開設し、紛失等のリスク軽減を図っている。

に対する善管注意義務を果たすためにも、より厳格に取り扱う必要がある。

したがって、まずは出納簿を適切に作成する必要があるが、口座を開設し、現金を口座で管理することで、収支の日付誤りや紛失等のリスクも軽減することが望まれる。

【No. 82 指摘】 余剰金の処理漏れ

(対象) 富山南高校 (3 学年)

通帳を確認したところ、往査の時点では残金が残っていた。当該残金については、生徒会に寄付すると保護者に報告をしていたが、実際は寄付がなされず残っていた。さらに通常は終了した口座は閉鎖することになるが閉鎖されなかったため利子までついていた。

したがって、保護者に報告する前には寄付を完了の上、早期に口座を閉鎖するようにする必要がある。

【No. 83 指摘】 会計点検者による点検の未実施

(対象) 富山いずみ高校 (1 学年総合学科、PTA、部費 1 件)、滑川高校 (部費 1 件)

ガイドラインによると、各会計にはあらかじめ会計点検者が指定され、出納簿等の会計処理状況の点検を行っている。しかし、一部の会計では、会計点検者による点検が実施されていなかった。

ガイドラインに従い、全ての会計において、会計点検者の会計処理状況の点検を行う必要がある。

【No. 84 指摘】 校長への会計報告

指摘のあった学年会計については、令和元年度中に残金を生徒会会計に寄付し、口座を閉鎖している。

各校において、令和元年度から、ガイドラインに従い全ての会計で、会計点検者による点検を実施している。

滑川高等学校においては、令

(対象) 滑川高校 (部費 1 件)、富山南高校 (部費 1 件)

滑川高校で部の会計報告を確認したところ、平成30年度について校長への会計報告を実施していない会計があった。同校の県費外会計取扱要綱第15条第3項において、会計担当者は、校長に報告することを求められている。したがって、同会計において決算書等について校長へ報告を行う必要がある。

また、富山南高校では、決裁済みの決算及び会計報告の金額を修正して提出していた会計があった。保護者への会計報告は、保護者からの負担である部費の用途を、学校として (校長名を付して) 報告するものである。そのため、会計報告は校長までの決裁が前提となる。

したがって、修正が必要な場合は、校長までの再決裁を受けた上で提出する必要がある。

【No. 85 指摘】 会計報告への校長名の記載 (対象) 富山中部高校 (部費 1 件)、富山南高校 (部費 1 件)

各校の県費外会計取扱要綱において、保護者への会計報告には、校長名で文書により報告をすることになっている。多くの場合は校長名の他、顧問の名前を記載している。会計報告を確認したところ、顧問の名前のみで校長名が無いものがあった。会計報告は保護者からの負担である部費の用途を、学校として報告するものであることから代表者である校長の名前の記載が求められているのである。

したがって、会計報告には校長名を記載

和元年度から全ての会計で校長への会計報告を実施している。

また、富山南高等学校では、令和元年度から、決算額が確定した後に校長の決裁をとり保護者へ会計報告するよう事務を改善した。

令和2年度から、各校において、県費会計取扱要綱の規程等について、全ての担当者に対し周知・指導を行い、会計報告は校長名で文書により報告している。

する必要がある。

【No. 86 指摘】 校内監査の未実施

(対象) 富山いずみ高校 (1学年総合学科、部費2件)

ガイドラインによると、徴収金会計にはあらかじめ校内監事が指定され、徴収金会計の監査を行うこととしている(団体会計は委託元で監査を行うため、学校では監査を行わない。)。同校の県費外会計取扱要綱第15条第2項においても、会計担当者が作成した決算書を校内監事による監査に付するとしている。しかし、富山いずみ高校の一部の徴収金会計では、校内監事による監査が実施されていなかった。

したがって、全ての徴収金会計において、会計点検者の会計処理状況の点検を行う必要がある。

【No. 87 意見】 書類の保管場所

(対象) 高岡商業高校

県費外会計の保管場所を確認したところ、特別教室のガラス戸の戸棚で保管されていた。戸棚の施錠はされていたが、生徒の目につきやすく、また普段は教員等が不在の部屋であった。当該書類は、5年間保管をする必要があることから本来は書類に簡単にアクセスできない場所への保管が必要である。

したがって、保管場所の見直しが望まれる。

【No. 88 指摘】 書類の保管年度

(対象) 富山南高校 (部費2件)

ガイドラインによると、県費外会計に関

令和元年度から校内監事又は会計点検者を指定し、全ての徴収金会計において、会計処理状況の点検を実施している。

書類の保管場所は施錠されており、入室に際して鍵の使用簿への記入が必要であること、また戸棚も常時施錠されていることから盗難や紛失の恐れは少なく、さらに、その他適切な保管場所を確保することが困難であるため、現在の保管場所で適切に管理することとしている。

監査実施後、速やかに各担当者に周知し、令和元年度から、ガイドラインに従い、会計書類

する書類の保管を5年間保存することを求めている。今回の監査時点においては、平成26年度から平成30年度の5年間分の書類の保管が必要になるが、部活動会計の書類を確認したところ、平成26年度及び27年度分がない会計があった。

今後、同様のことが無いように他の会計を含め書類の保管を確実に実施する必要がある。

【No. 89 指摘】 引継ぎ手続の未実施

(対象) 魚津工業高校(生徒会)、富山南高校(P T A、同窓会)、小矢部園芸高校(生徒会、農業クラブ)

各校の県費外会計取扱要綱によると、会計担当者の変更になる場合は、引継ぎを行うことになるが、全ての関係書類について照合、確認を行った上で、出納簿の末尾に両者が署名押印することとしている。引継ぎの対応を確認したところ、出納簿に署名押印されていない事例があった。引継ぎは今後の県費外会計を適切に実施するためには重要な手続となる。

したがって、今後、引継ぎがある場合には、県費外会計取扱要綱が求める手続を確実に実施する必要がある。

【No. 90 指摘】 県費外会計で取得した備品の管理

(対象) 富山南高校、富山いずみ高校(教育振興会、部活動振興会)

富山南高校において県費外会計備品管理簿からサンプルで実物を確認したところ、バリトンサックス(昭和54年3月31日購入250,000円)、ビデオカメラ(平成3年10月

を適切に保管している。

令和元年度の監査実施後、全対象校において、県費外会計取扱要綱の規程等について、改めて全ての担当者に対し周知徹底を図り、令和2年度から適切に引継ぎを実施している。

監査実施後、各校において、速やかに県費外会計で取得した備品の調査を開始し、令和3年3月までに、必要な廃棄手続を実施するなど県費外会計備品管理簿を現状どおり整備することとしている。

28日 110,000円)、空気清浄機(平成8年7月31日 278,100円)がなかった。また、平成26年5月に創校40周年記念として取得したPC、AV等複数機器(金額3,239,250円 創校40周年記念事業会計(県費外会計分))が県費外会計備品管理簿に記載されていなかった。同校の県費外会計取扱要綱第22条によると、「会計担当者は、県費外会計に関する備品を購入し、又は処分したときは、県費外会計備品管理簿に所要事項を記載するとともに、備品に証票を貼付して管理するもの」とされている。県費外会計における備品は、保護者の負担により購入されるものであるから有効かつ厳重に管理するものである。また、富山いずみ高校(教育振興会、部活動振興会)では、備品があるにも関わらず、同校の県費外会計取扱要綱第22条に定める県費外会計備品管理簿を作成していなかった。

したがって、県費外会計取扱要綱の規定に従い、県費外会計にかかる備品を適切に管理する必要がある。

10. 労務管理

【No. 91 意見】働き方改革の取組みの推進
令和元年12月に公表された「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」によれば、他都道府県実施率50%以上かつ本県未実施の取組内容は以下のとおりであり、これらの取組内容について本県は遅れていると言える。現行のとやま学校多忙化解消の推進方針2019にもこれらの取組内容が考慮されておらず、これらの点につき早期の検討が望まれる。

県教育委員会では、令和元年11月に経済界、法曹界等の有識者で構成する「とやま学校多忙化解消推進委員会」を設置し、富山県公立学校の在校等時間の上限に関して基本的な考え方を議論いただくとともに、富山県公立学校における業務改善の推進等について検討・具体的な意見をいただいた。

いただいた意見等は「とやま

凡例:実施○、未実施×、検討中△、対象外□、全国は全都道府県の実施率を表す

取組内容	富山県	石川県	福井県	全国
分野1-⑧管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施している	×	○	△	63.8%
分野1-⑨教職員の人事評価において、一つの業務について在在等時間という観点からより効果的・効率的に進めることにも配慮する等、働き方に関する視点を取り入れている	× ※1	○	○	68.1%
分野2-⑤学校閉庁日の設定をしている	×	○	○	89.4%
分野3-⑩学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	×	○	×	59.6%
分野3-⑬保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している	×	○	△	51.1%
分野3-⑭各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集を教育委員会において一元的に行っている	×	○	×	61.7%
分野4-⑧保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、対応マニュアル・手引き等の作成・周知をしている	×	○	△	59.6%
分野5-④各学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を推進している	×	○	○	53.2%

※1この点については、「11.教員評価」131ページを参照されたい。

また、「9. 県費外会計」において数多くの課題が認識された県費外会計に関しては、他県でも外部人材活用や修学旅行費の公会計化などの取組みが進んできつつあり、本県においても十分な検討が望まれる。

凡例:実施○、未実施×、検討中△、対象外□、全国は全都道府県の実施率を表す

取組内容	富山県	石川県	福井県	全国
分野5-②給食費以外の学校徴収金の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている	×	×	○	23.4%

学校働き方改革推進プラン」としてとりまとめられたところであり、県教育委員会では実施可能な項目から順次、取り組むこととしている。

指摘のあった8項目のうち、令和2年4月からは①教職員の人事評価に働き方改革の視点を取り入れる、②学校閉庁日の設定を、7月からは③スクールロイヤー等の専門家の配置の3項目について実施している。

引き続き、未実施の5項目を含め、今後求められる取組等について、推進委員会での検討を踏まえ、順次取り組んでいく。

修学旅行費の公会計化を導入することにより、①学校現場の多忙化解消につながることはもとより、②透明性の向上、③利便性の向上、④安全性の向上につながる事が想定される。

一方で、導入にあたっては、新たな経費の発生や規程等の整備に係る知事部局との調整、徴収管理の方法、未収金の対応等多くの課題が生じることから慎重に検討していく必要がある。

今後、既に公会計を導入している先進県での実施方法を参考にして「とやま学校多忙化解消推進委員会」での議論等を踏まえて検討することとしている。

【No. 92 意見】学校で取り組むべきこととされる事項の内容・進捗管理

とやま学校多忙化解消の推進方針2018に記載する、多忙化解消に向けた方策のうち、学校で取り組むべきこととされる事項について、サンプルで実施状況について確認したところ、各学校での取組内容にバラツキがあった。

推進方針に記載された方策への具体的な対応は、各学校の実情を踏まえ、現場判断に委ねることで、ある程度の取組内容の差は許容されると考えられる。しかし、各学校の取組みが推進方針の求めている意図に沿った取組内容であるか否かについては、定期的に確認する仕組みを設けることが望ましい。これにより、少なくとも学校間における多忙化解消に向けた取組みの進捗や内容が把握可能となるとともに、学校間での教職員の労働環境の差が狭まることも期待される。

また、教育委員会では、教職員の多忙化解消が期待される実効性のある取組みについて、県内の学校より集めた事例を「とやま学校多忙化解消の知恵袋」としてまとめ、県内の学校に配布している。この取組みは評価されるため、例えば、この取組みに加える形で、各学校に対して推進方針に記載された各方策に対し、どのような対応を実施しているかを各学校に確認する手続きを加えることが望まれる。

さらに、推進方針に記載された事項の取組状況について確認したところ、往査対象学校より、未着手として回答された項目もあり、平成30年度中にどの事項についてど

令和2年度以降、「とやま学校多忙化解消推進委員会」において、「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」で定めた在校等時間の上限（1箇月45時間、年間360時間）や時間管理についてきめ細かく管理していくこととしている。

また、今年度は「とやま学校多忙化解消の推進方針」に代わり昨年度末に策定した「とやま学校働き方改革推進プラン」に基づき、施策（教育委員会や学校での取組等）の進捗状況を把握するとともにその効果を評価・検証しながら、プランを毎年度見直し・策定していくこととしている。

今後、推進委員会において引き続き、議論いただくとともに市町村教育委員会との連携を深め、時間管理と施策の進捗状況の2つの視点からPDCAサイクルによるマネジメントを行いつつ、各学校における取組みにバラツキが生じないように留意しながら教職員への多忙化解消をさらに推進していく。

こまで実施すべきであるのかが明確となっていない。学校で取り組むべきこととされる方策も、その進捗は学校任せとなっている可能性がある。各学校が取り組みを開始すべき事項・完了すべき事項等を年度単位でタスク化し、これらをP D C A

(Plan-Do-Check-Act) サイクルによりの確にコントロールすることを期待したい。このことについては、教育委員会が取り組むべきこととされている方策についても同様である。

教職員の多忙化解消に向けた取り組みの促進により、教職員の労働環境がこれまで以上に改善されることが期待される。

11. 教員評価

【No. 93 意見】 最終評価後の最終面談

目標達成度による教員評価手引きによれば、最終評価後の管理職との面談は必要に応じて実施することとされ、教職員課によれば実態としては目標設定時と中間評価時（又は最終評価時）の計2回の面談となるケースが多いとのことである。

最終評価直後に人事異動が行われる可能性があるため、評価対象者の誤解なきように評価結果について面談による共有を必須とすることが望まれる。

【No. 94 意見】 多忙化解消のための教員目標の設定

とやま学校多忙化解消の推進方針2019において、教職員の働き方に関する意識改革

目標達成度による教員評価手引きには、中間または最終評価時の面談は、個々の状況に応じて少なくとも1回は実施することとしており、業務の実情に併せて弾力的な運用ができるようにしている。

また、令和元年度実施の評価に係るアンケートでは、7割以上が最終評価時に面談を行った結果となっているが、今後とも評価者と記入者のより円滑な意思疎通が進む方法について検討していく。

令和2年度実施の目標達成度評価では、管理職以外の教職員の目標設定区分に業務改善の項

のため、「管理職は教職員に対し、目標達成度評価を利用し、業務改善に関わる目標を設定すること」が推奨されている。

一方、目標達成度による教員評価手引きにはこの点が明確に触れていないため、同手引きに明記することが望まれる。

12. 学校評価

【No. 95 意見】 目標と達成度のミスマッチ

学校アクションプランの目標と達成度を比較した場合、ミスマッチが見られた。

(富山中部高校、高岡商業高校、富山いずみ高校、滑川高校、しらとり支援学校)

【No. 96 意見】 達成度と評価のミスマッチ

学校アクションプランの達成度と評価を見比べた場合に、評価が達成度に比べて甘い又は辛い事例が見られた。達成度の評価を引き上げ又は引き下げる場合には、その理由を追記することが望まれる。(高岡商業高校、魚津工業高校、小矢部園芸高校、富山南高校、富山いずみ高校、滑川高校)

【No. 97 意見】 達成度の記載不足

学校アクションプランにおいて、目標数値と比較されるべき達成度の実績数値が記載されておらず、達成度が判断できない事例が見られた。達成度の実績数値を明記することが望まれる。

(高岡商業高校、富山南高校)

【No. 98 意見】 現状の記載不足

目を追加し、①教職員が自身の業務量を見越して、勤務時間を意識して計画的に業務を実施すること、②業務への取り組み方を自己点検し、業務の効率化や縮減の具体的な内容を自己評価することについて、令和2年3月に作成した手引きに新たに明記した。

全対象校において、令和2年3月の令和元年度のアクションプランの評価にあたり、目標・達成度それぞれに示されている評価の観点を完全に一致させた上で、評価を行った。

全対象校において、令和2年3月の令和元年度アクションプランの評価にあたり、評価根拠を記載した。

両校において、令和2年3月の令和元年度のアクションプランの評価にあたり、達成度の実績数値を記載した。

富山中部高等学校では、令和

現状の記載がないまま、現状維持と評価された事例が見られたが、現状の記載が望まれる。(富山中部高校)

【No. 99 意見】 評価の選択肢

評価するために十分な実績が得られない事例が見られたが、その場合の選択肢を工夫することが望まれる。

(富山南高校)

【No. 100 意見】 アクションプランの更新

学校アクションプランは3月に公表された後、適時にフォローされていない事例が見られた。公表後のフォローが望まれる。

(富山いずみ高校)

【No. 101 意見】 多忙化解消のための学校目標の設定

往査した学校の本年度学校アクションプランを閲覧したところ、いずれも学校教育目標に多忙化解消のための組織的な取組みを掲げる学校は見当たらなかった。

学校の多忙化解消のためには、取組みに対する学校関係者の理解と協力が不可欠であるが、学校評価はまさに学校関係者と合意形成を図る上で絶好の場とも言える。今後は、多忙化解消のための取組みを学校アクションプランの一つに掲げることにより、学校関係者も巻き込んだ、より一層踏み込んだ多忙化解消の取組みを期待したい。

なお、本年度中にはパソコンのログの記録に基づきより客観的な勤務時間が把握されるため、業務の棚卸も可能となる。達成

2年3月の令和元年度アクションプランの評価から、現状を記載した。

富山南高等学校では、令和2年4月からアクションプランの設定にあたり、十分な実績のもとに評価ができるよう選択肢を改善した。

富山いずみ高等学校では、令和2年3月の令和元年度アクションプランの評価にあたり、前年度の公表結果を踏まえ、評価項目を更新するとともに、総合評価にも反映させた。

令和2年4月に公表した「とやま学校働き方改革推進プラン2020」では、①年ごとに策定する教育計画や学校経営計画等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れること、②学校の自己評価に、業務改善や教職員等の働き方に関する項目を位置付けることなど公立学校における業務改善推進の取組みについて明記したところである。

また、同じく4月に公表した「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」では、業務を行う時間の上限として、勤務の超過時間を月45時間、年360時間と設定し、厳格な時間管理を行っていくこ

度には具体的な数値目標を設定することも期待したい。

ととしたところである。

今後、上記の趣旨を踏まえ、各学校のアクションプランにおいても多忙化解消に向けた具体的な取組みが盛り込まれるよう働きかけていく。

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：県税に関する財務事務の執行及び管理について

監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
<p>第3 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>II. 総括</p> <p>3. その他の提言事項</p> <p>(3) 税務システムの再開発</p> <p>納税課では、税務システムの機能を補完すべく、県税職員がエクセルで滞納整理システムを自主開発し、最も件数の多い預金の調査・差押等に必要な文書の作成や、滞納整理の進捗状況等の管理等を行っているが、2つのシステムを二重に管理している部分もあることから、次期の税務システムの再開発にあたっては、この滞納整理システムの機能を分析し、優れた部分については税務システム本体に取り込むことを検討すべきである。</p> <p>(4) 金融機関に対する預貯金調査等の電子化</p> <p>滞納者の預貯金の調査については法令に基づき行われているが、年間で数万件に及んでいることから、県はもとより、金融機関の事務負担を軽減するためにも、国、金融機関、システム開発企業の取組状況を注視しながら、預貯金調査の電子化の導入を前向きに検討すべきである。</p> <p>また、預貯金差押のために臨店することは、金融機関等にとっても負担となるため、電子化により差押え事務の軽減を図ることも考える必要がある。</p> <p>(5) 多様な納税環境の整備</p> <p>スマホアプリ等による電子マネーの利用</p>	<p>次期システムの再開発にあたっては、滞納整理システムの機能を分析し、税務システム本体に取り込むことを検討する。</p> <p>令和2年9月から預貯金調査の電子化を導入した。</p> <p>令和2年度から個人事業税、不動産取得税の2税目をコンビ</p>

が拡大している中、キャッシュレス決済の進捗を踏まえ、より多様な納税環境の整備を検討する必要がある。

Ⅲ. 個別事項

1. 法人県民税・事業税

【意見】No. 1

法人設立等の申告について、申告書用紙によるものの他に、eLTAXによるものがある。現在、eLTAXによる申告が全体の半数を占めている状況である。県は、法人設立等の申告があった場合、その申告書にもとづき、税務電算システムに入力しているが、eLTAXでの申告があった場合も同様の対応をしている。しかし、同じeLTAXを利用した確定申告については、申告データが税務電算システムに自動的に反映されている。

手入力は、入力の間違いを発生するだけでなく、入力者の負担にもなることから、確定申告と同様にeLTAXと税務電算システムとをデータ連携できるように、税務電算システムを改修することが望まれる。

3. 不動産取得税

【意見】No. 21

不動産取得税における「不動産の取得」には、原始取得と承継取得があるが、このうち原始取得の典型として「建築」という

二納付の対象税目に追加するとともに、新たに自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税の3税目を対象にスマホアプリ納付を導入した。

また、令和3年度から個人事業税、不動産取得税の2税目をクレジットカード納付の対象税目として追加することを予定している。

現行税務電算システムによるeLTAXとのデータ連携については、改修による対応が困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

令和元年11月に北陸三県課税担当者会議において「改築」の把握方法や課税対象とするべき「改築」の判断基準等について

概念がある。

ここで建築とは家屋を新築、増築することのほか、改築（家屋の壁、柱、床、はり、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となって効用を果たす設備について行われた取替え又は取付けで、その取替え又は取付けのための支出が資本的支出と認められるもの）することも含まれる（地方税法第73条第8号）。

課税事務において、不動産の取得は富山県における自主評価、市町村からのデータ提供、登記異動データの収集によって把握がなされている。しかしながら、住宅のリフォームや電気設備・空調設備などの取替え等で資本的支出に該当するものが存在していたとしても、市町村の現地調査や建築確認申請等により把握されるケースを除けば、これらを把握することは難しい。

「改築」についても不動産の取得があったものとして課税するという法令への合規性や課税の網羅性の観点から、市町村とも協力し、現在把握ができていないような「改築」についても把握ができる仕組みを構築することが望まれる。

6. 軽油引取税

【意見】No. 29

特別徴収義務者に対して報償金を交付する目的は、徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに、「軽油引取税の特別徴収事務については、一般的な特別徴収事務と異なる特別の事情があることにかんがみ、通常必要とされる事務経費をこえる経費の一部を補助する趣旨」（昭和48年旧自治省通達）である。この報償金

情報交換を行った。

今後も「改築」に対する公平で適正な課税の可能性について、他県の状況等を踏まえつつ、市町村とも連携しながら検討していく。

報償金の交付率については、旧自治省通知において、1000分の25を目途に定めることが適当とされていたことから、申告納入期限内納入額の交付率は全都道府県で本県と同率、徴収猶予期限内納入額の交付率は42団体で本県と同率となっている。

徴収猶予期限内納入額の交付

制度は国（旧自治省）の指導の下、全都道府県で一般的に実施されている制度であり、富山県の交付率は期限内申告納入額の1000分の25となっており、平成29年度の報償金総額は、総額 272,984千円となっている。

この点、軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の引取り、引渡し、納入等の数量の報告、帳簿に記載する義務及び徴収猶予の申請など申告にあたって相当の事務負担を負っていることからそれに対する経費補助の意味合いで交付することは一定の理解が得られるものの、軽油引取税の最終的な負担を負うのは消費者であり、特別徴収義務者は消費者が負担する軽油引取税を一時的に預かり、納入するという当然の義務を果たしているものと考えれば、報償金の交付の水準については、適正水準か否か必要に応じて再考すべきと考えられる。

各都道府県の交付状況を税務課に確認したところ、申告納入期限内納入額の交付率は全都道府県で前述の交付率と同率であるものの、徴収猶予期限内納入額の交付率は、それよりも低い交付率によっている県もあるとの回答であった。

特別徴収義務者における事務負担については、情報処理技術の向上に伴い、必ずしも申告納入額に対して比例的に増減するものではないと考えられる点からも、県として報償金制度の趣旨に即した交付額の適正水準を再考し、交付率や算出方法について今一度見直しを行うことを検討されたい。

7. 徴収

【意見】 No. 35

率について、1000分の25を下回る率で設定しているのは4団体と少数となっている。このため、現時点での見直しについては、全国展開する特別徴収義務者が流通経路を変更し、本県以外の都道府県へ申告納入することで、結果的に税収の低下につながるおそれがあるため、難しい状況にある。

今後とも、他県の動向を注視しながら、報奨金の適正水準について、引き続き検討していく。

富山県事務取扱規程に様式を

担当課においては、税務電算システムで作成した還付充当確定一覧表が添付された上で還付充当決議がなされており、還付充当確定一覧表は重要な文書である。また、担当課においては還付充当確定一覧表がチェックの対象となっており、作業上も重要である。

こうした還付充当確定一覧表は還付プロセスでも重要な資料と考えられるが、現状は規程等で定めのない任意の文書に位置づけられる。

還付充当確定一覧表は、上記のとおり還付業務においても重要な文書と考えられることから、同規程に反映することが望まれる。

8. 税務システム及び情報セキュリティ

【指摘】No. 40

税務電算システム情報セキュリティ対策実施手順においては、8アクセス制御で「税システム責任者は、特権を付与されたID及びパスワードについて、利用者の端末パスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない」と定められている。

しかし、税務電算システムの特権IDのパスワードについても一般IDと同じ年1回の更新頻度となっている。また、特権IDにおけるパスワードの入力回数制限についても一般IDと同様である。

よって、同手順にしたがい、最上位権限を設定した特権IDについてはパスワードの変更頻度を一般IDよりも高めるとともに、パスワードの入力制限回数についても一般IDよりも少なく設定することが求め

追加した。(R2.4.1施行)

特権IDのパスワードの変更頻度については、令和元年度より年間複数回の変更を実施している。

特権IDのパスワードの入力回数制限については、現行システムでの変更が困難であるため、次期システムでの導入を検討する。

られる。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

【意見】 No. 44

県担当者及び外部委託業者については、明確な業務範囲・権限設定の上、個人情報等に関する情報資産の取扱いについても制限しているが、それらの遵守状況を確認する方法として、ユーザーのアクセスログの閲覧が考えられる。しかし、かかるアクセスログの閲覧は実施されていない。

県担当者及び外部委託業者のアクセスログを閲覧し、不必要なデータベースへのアクセスがないことを確認する等、ユーザーの業務遂行状況について定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

なお、現行のシステムでの対応が困難であれば、次期システムでの導入を検討されたい。

現行システムのアクセスログにはモニタリングに対応するための機能はなく、また、現行システムを改修して対応することも困難であるため、次期システムでの導入を検討する。